

	自筆証書遺言	公正証書遺言
作成方法	本人が全文・日付・氏名を自筆し、押印	2人以上の証人の立会いのもと、公証人が本人から遺言の内容を聞き取り作成する
	(財産目録は自筆不要)	
メリット	誰にも知られることなく作成可能	紛失や偽造・変造されるおそれがない
	いつでもどこでも簡単に作成可能	公証人が関与するので、有効性に疑いが生じにくい
		検認不要
デメリット	文字通り、自筆しないといけないので面倒	公証役場に申請する為、時間と手間がかかる
	本人の意思で書かれたものか疑いが生じる可能性あり	公証人に支払う手数料が発生する
	不備があると無効になるおそれあり	
	遺言が発見されない可能性あり(※)	
	検認必要	

※「法務局での自筆証書遺言保管制度」を利用すれば、その心配はなくなり、検認も不要となります。